

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例(平成18年3月27日京都市条例第140号) (保健福祉局子育て支援部児童家庭課)

次のとおり児童館及び学童保育所について必要な措置を講じるとともに、京都市一乗寺学童保育所を廃止することとしました。

### 1 開館時間の変更

市長が定める日においては、児童館のうち放課後児童健全育成事業に係る部分及び学童保育所の開所時間を次のとおり変更します。

改 正 前	改 正 後
午前9時から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで

### 2 利用料金の限度額の改定

放課後児童健全育成事業に係る利用料金の適正化を図るため、その限度額を次のとおり改定します。

単 位	改 正 前	改 正 後
1 月	6,000円	7,100円

### 3 規定整備

障害者自立支援法の施行により児童福祉法の一部が改正されることに伴い、規定を整備します。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第140号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第6条の2第12項」を「第6条の2第3項」に改める。

第4条第2項中「午前9時」を「午前8時30分」に改める。

第8条第2項中「月額6,000円」を「1月につき7,100円」に改める。

別表第2京都市一乗寺学童保育所の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市児童館及び学童保育所条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)